

国海環第135号
令和7年3月13日

一般社団法人 日本船用工業会 専務理事 殿

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課長
(公印省略)

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令
について (周知)

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省・国土交通省・環境省令第1号)を別添のとおり令和7年3月10日に公布したので、ご了知頂きますようお願いいたします。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

○厚生労働省
国土交通省令第一号
環境省

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十日

厚生労働大臣 福岡 資麿
国土交通大臣 中野 洋昌
環境大臣 浅尾慶一郎

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(再資源化解体の許可の申請) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 法第十条第二項第七号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四 (略) 五 申請者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）及びその役員の精神の機能の障害の有無 六～十 (略)</p> | <p>(再資源化解体の許可の申請) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 法第十条第二項第七号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四 (略) 五 申請者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）及びその役員の精神の機能の障害の有無 六～十 (略)</p> |

附 則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

令和7年2月
国土交通省海事局
厚生労働省労働基準局
環境省環境再生・資源循環局

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を 改正する省令案

1. 背景

令和6年5月に成立した情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）が改正されることに伴い、法を引用している船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成31年厚生労働省・国土交通省・環境省令第1号。以下「規則」という。）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

規則第2条第4項第5号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年3月中旬

施 行：令和7年4月1日（火）